

決議案第 1 号

内閣総理大臣 安倍晋三衆議院議員に猛省を求める決議

去る 8 月 9 日、学校法人森友学園への国有地売却をめぐる佐川元国税庁長官ら関係者の背任容疑、国有地取引に関する決裁文書から総理の妻らの名前を削除した公文書改ざんをめぐる有印公文書変造・同行使容疑、財務省が学園側との交渉記録を廃棄した公用文書毀棄容疑の捜査が不起訴で終結したことが大阪地検特捜部から発表された。

参議院議員選挙が終わったタイミングで、また地方議会にとっては前年度決算の認定が議題となる 9 月定例会の直前にこの発表が行われたことは、地方分権と言いながらその実、地方のことは全く考えていませんと言わんばかりのこの発表に憤りを禁じえない。

なぜなら、地方自治にとっても背任や公文書改ざんは見捨て置けない行為のみならず、十分にそれだけで決算の不認定につながる、いかなる事情があっても許されない言語道断の行為だからである。

検察のいう容疑不十分での終結は刑事裁判の原則にある「疑わしきは被告人の利益に」ということから理解できなくはないが、検察の様々な冤罪事件と比べれば、安倍総理への忖度を感じられるのは私たちだけではないと考える。

行政機関としての検察庁の最高責任者は他ならぬ検事総長であり、検察庁法第 15 条には検事総長の任免は内閣が行うとある。これではまるで、被告人となるべき者が判決を下す、まさに内輪の調査でお茶を濁そうとする連帯共同無責任組織と同じに思えるのは私たちだけではないはずである。

本来、安倍晋三衆議院議員は国会議員の 1 人として政府を監視し、不正や疑惑を解明する任務を負っているはずである。この際、国政に専念していただきたいと、表題のとおり決議する。

令和元年 10 月 3 日

神奈川県中郡大磯町議会